

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	認可地縁団体印鑑登録申請	
根拠条例等・条項	堺市認可地縁団体印鑑規則第3条	
所 管 課	市民生活 部	市民協働 課
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・登録資格のある者 ・登録申請しようとする認可地縁団体の代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人、清算人 ・1団体に1個の印鑑のみ ・申請書に堺市印鑑条例の定めるところにより登録している代表者等の個人印を押印すること（申請者が堺市に住所を有しないときは、その者が住所地において登録を受けている個人の印鑑の押印とともに、当該印鑑にかかる印鑑登録証明書の添付が必要） ・ゴミその他変形しやすい材質によらないもの ・印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形より大きいもの ・印影の大きさが1辺の長さ30ミリメートルの正方形より小さいもの ・印影が鮮明な印鑑であること ・その他市長が登録する印鑑として適当でないとするもの 	
標準処理期間	標準処理期間	即日
	標準処理期間を設定できない理由	